

クリーニング所開設届について

高松市保健所生活衛生課 環境衛生係
〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27
TEL 087-839-2865/FAX 087-839-2879

開設届は黒のボールペン等消えないものではっきりと記入し、申請に必要な書類等を添えて
営業開始予定日の2週間前までに提出してください。

届出受理後、開設前に施設の確認検査を行います。特に不備が認められない場合、確認検査から
概ね5営業日程度で開設確認証を交付します。

開設確認の翌月には、「オープンデータたかまつ」に施設名、施設所在地、開設者氏名、開設者住所
(法人のみ)、開設確認番号、確認年月日を掲載いたしますので御了承ください。

一般クリーニング店（取次店以外）の場合は、事前に、以下の確認が必要です。

●開設しようとする場所で当該営業が行えるかどうかの確認

建築指導課（TEL：839-2488） 高松市番町1-8-15（高松市役所9階）

●排水等、環境法令関係の必要な手続きについての確認

環境指導課（TEL：834-5755） 高松市木太町2282-1（環境業務センター2階）

【届出に必要な書類等】

①手数料 16,000円（現金・キャッシュレス決済<PayPay 又はクレジットカード>）

※手数料は返還できません。また、キャッシュレス決済の場合は領収書が発行できません。

②クリーニング所開設届

③施設の構造及び設備を明らかにする図面 ※裏面【構造設備を明らかにする図面の書き方】参照

④施設付近の見取り図（同一フロア内に他の施設がある場合、フロア内での位置を示すこと）

（一般クリーニング店の場合）

⑤クリーニング師免許証（写し）（従事するクリーニング師全員）

（届出者が法人の場合）

⑥登記事項証明書（原本）

（他にクリーニング所を営業している場合）

⑦他のクリーニング所一覧

記載事項：クリーニング所の名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名（従事している場合）

⑧苦情の申出先について記載した書面

記載事項：クリーニング所の名称、所在地、電話番号

店舗内に掲示する書面及び利用者に配布する書面

⑨任意：申請者が外国人の場合、住民票の写し

（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

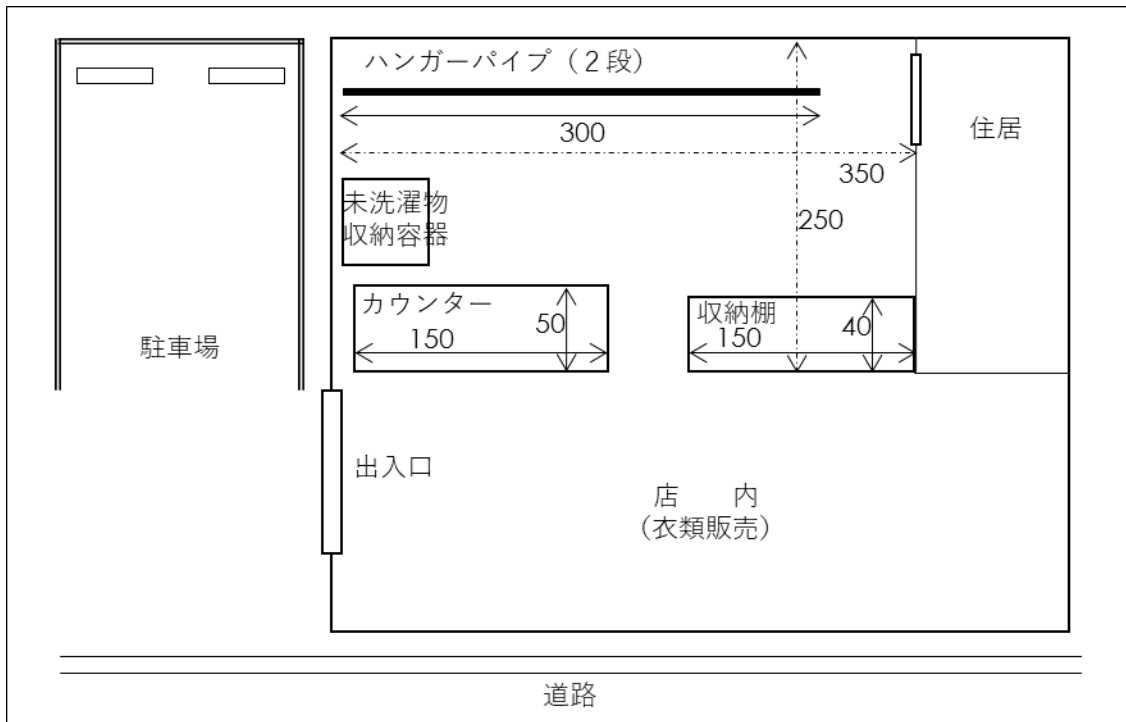
【開設届の記載方法等】

記載欄		記載方法等
1	届出者（営業者） 本籍・住所・氏名	個人の場合は住民票のとおり記入すること。 法人の場合は登記事項証明書のとおり記入すること。
2	クリーニング所 所在地	住居表示に基づき、住居番号まで記入すること。 また、ビルの場合は、ビル名と階数を記入すること。
3	管理人	クリーニング所で業務を行う責任者について記入すること。
4	従事者	クリーニング所で業務を行う者全員を記入すること。 （取次店でクリーニング師がいない場合は人数のみ記入）
5	構造設備の概要	クリーニング所・事務所としての営業部分について記入すること。

【構造及び設備を明らかにする図面の書き方】

営業施設について、周辺部分（道路、駐車場等）も含め、他施設との区別をはっきりと書き、クリーニング所・事務所としての営業部分の内寸及び収納棚、ハンガーパイプ等の設備の寸法を記載すること。また、同一フロア内で他の営業を行う場合、その旨を記載すること。

（記入例）



【クリーニング所の構造及び講じなければならない措置】

- ① 業務用の機械として洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。
ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- ② クリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- ③ 洗濯物を洗濯又は、仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- ④ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- ⑤ 洗場については、床が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- ⑥ 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物（※）を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。
- ⑦ 指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

※指定洗濯物とは

- ・伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ・伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ・おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ・病院又は、診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

- ⑧ クリーニング所は、クリーニング所以外の場所と区画し、他の用途に使用しないこと。
- ⑨ クリーニング所は採光、照明及び換気を十分にすること。
- ⑩ 洗濯物の処理に使用する溶剤及び薬品は、保管、使用及び処分を適正にすること。
- ⑪ 溶剤を使用した洗濯物は、溶剤が残留することのないよう十分に乾燥させること。

（①、④、⑤、⑦、⑩、⑪は一般クリーニング店のみの措置です）